



平成18年2月14日

株式会社ライブドア
代表取締役 熊谷史人
(証券コード4753 東証マザーズ)
問い合わせ先
経営企画管理本部担当執行役員副社長 落合紀貴
(TEL 03 - 5788 - 4753)

2006年9月期第1四半期財務諸表に対する監査法人の意見表明について

本日、当社2006年9月期第1四半期財務諸表に関して、当社会計監査人である港陽監査法人より当社の第1四半期会計期間(平成17年10月1日から平成17年12月31日まで)ならびに、第1四半期連結会計期間(平成17年10月1日から平成17年12月31日まで)に関して報告を頂きました。内容に関しては、当社および当社前代表取締役ら4名による証券取引法違反の容疑に関連し、捜査当局に当社の重要書類が押収されており、監査法人が意見表明を行うための手続を実施することができないことから「有用な情報を表示していないと認められる事項はなかったかどうかについての結論」が表明されませんでしたので下記のとおり添付いたします。

記

- ・四半期財務諸表に対する報告書……………別添1
- ・四半期連結財務諸表に対する報告書……………別添2

以上

四半期財務諸表に対する報告書

平成 18 年 2 月 14 日

株式会社ライブドア
取締役会 御中

港 陽 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 久 野 太 辰
業 務 執 行 社 員代 表 社 員 公 認 会 計 士 田 中 慎 一
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」2. の 3(3)の規定に基づき、株式会社ライブドアの平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの第 11 期事業年度の第 1 四半期会計期間(平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表及び四半期損益計算書について、同取扱いの別添に定められている「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続を実施した。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

この手続は、四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の四半期会計期間に関する有用な情報を表示しているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠して実施される監査の場合と比較して、限定的な保証を与えることを目的として実施したものであり、主として、株式会社ライブドアの役員及び経理責任者への質問並びに会計資料に対して適用した分析的手続に限定されている。したがって、この手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査手続ではないので、当監査法人は、この報告書により監査意見を表明するものではない。

この手続の実施において、下記のとおり重要な手続を実施できなかったため、当監査法人は、上記の四半期財務諸表が、中間財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、株式会社ライブドアの平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの第 11 期事業年度の第 1 四半期会計期間(平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで)に関する有用な情報を表示していないと認められる事項はなかったかどうかについての結論を表明しない。

記

会社の前代表取締役ら 4 名による証券取引法違反の容疑に関連し、捜査当局が会社の重要書類を押収しており、意見表明のための手続を実施することができない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

四半期連結財務諸表に対する報告書

平成 18 年 2 月 14 日

株式会社ライブドア
取締役会 御中

港 陽 監 査 法 人

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 久 野 太 辰

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 田 中 慎 一

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」2. の 3(3)の規定に基づき、株式会社ライブドアの平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間(平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー表について、同取扱いの別添に定められている「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく意見表明のための手続を実施した。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

この手続は、四半期連結財務諸表が、中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、会社の四半期連結会計期間に関する有用な情報を表示しているか否かについて、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠して実施される監査の場合と比較して、限定的な保証を与えることを目的として実施したものであり、主として、株式会社ライブドアの役員及び経理責任者への質問並びに会計資料に対して適用した分析的手続に限定されている。したがって、この手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又は中間監査の基準に準拠した監査手続ではないので、当監査法人は、この報告書により監査意見を表明するものではない。

この手続の実施において、下記のとおり重要な手続を実施できなかったため、当監査法人は、上記の四半期連結財務諸表が、中間連結財務諸表作成基準に準じた基準に照らして、株式会社ライブドア及び連結子会社の平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間(平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで)に関する有用な情報を表示していないと認められる事項はなかったかどうかについての結論を表明しない。

記

会社の前代表取締役ら 4 名による証券取引法違反の容疑に関連し、捜査当局が会社の重要書類を押収しており、意見表明のための手続を実施することができない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上